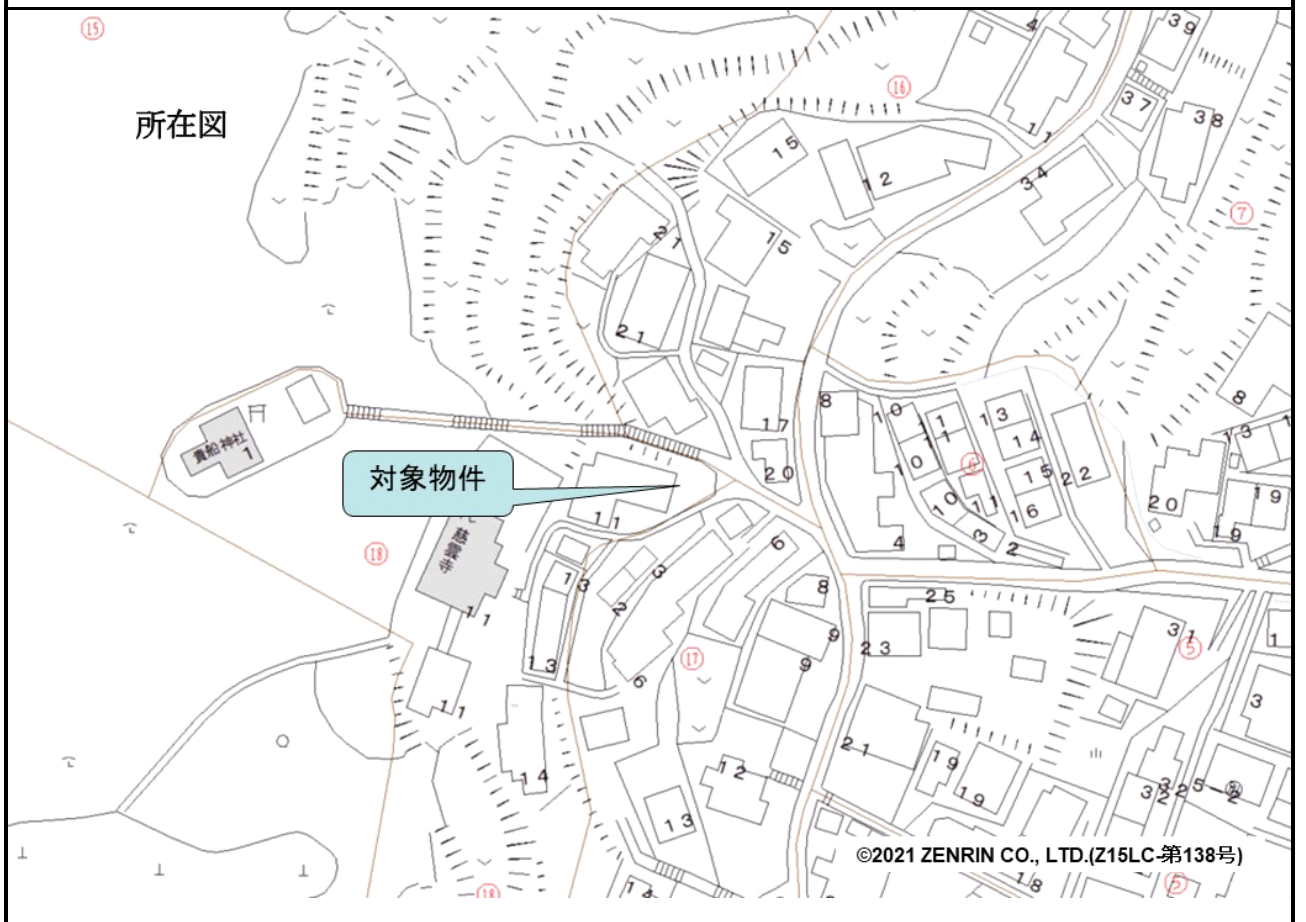


売却区分番号	3 2 4 4 - 1		
見 積 価 額	¥250,000	公 売 保 証 金	¥50,000
財 産 の 表 示	1 所在 山口県下関市前田二丁目 地番 1 0 1 9 5 番 2 地目 宅地 地積 182.90 m <sup>2</sup> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公 法 上 の 規 制	第1種低層住居専用地域 高さ制限10m 日影規制（4時間－2.5時間） 宅地造成工事規制区域 前田地区地すべり防止区域 建蔽率 40% 容積率 80%		
接 道 状 況	南東側 幅員約2m舗装赤道（建築基準法上の道路） ほぼ等高～約6m高位接面 北側 幅員約2m舗装赤道（中央部のみ階段状・建築基準法上の道路ではない。） ほぼ等高～約5m高位接面		
地 盤 ・ 地 勢	東部分 東向き傾斜地 その他の部分 ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	第三者所有の建物（280番地、家屋番号280番）の敷地の一部として使用 貸借関係等の内容は不明		
特 記 事 項	土砂災害警戒区域 北側の道路にある石造りの鳥居の上部が対象物件にはみ出している。 貸借関係等の内容は不明 擁壁あり		
住 居 表 示 等	山口県下関市前田2丁目18番11号付近		
最 寄 駅 等	J R（西日本） 山陽本線 幡生駅 南東方約3.8km		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</li> <li>2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</li> <li>3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。</li> <li>4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol> <p>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		



売却区分番号

3 2 4 4 - 1



売却区分番号

3 2 4 4 - 1

